

三原村地域防災計画

【一般対策編】

平成27年3月

令和7年4月改訂

三原村防災会議

目 次

【 一 般 対 策 編 】

第1章 総則	1
第1節 計画の方針	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の構成	1
第3項 重点を置くべき事項	1
第4項 計画の修正	1
 第2節 村及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1項 防災関係機関の責務	3
 第3節 三原村の概況	7
第1項 自然条件の特徴	7
第2項 社会的条件	7
 第4節 三原村の災害特性	8
 第5節 三原村防災会議の所掌事務などについて	9
第1項 三原村防災会議の所掌事務などについて	9
 第6節 住民、事業所の責務	10
第1項 住民	10
第2項 事業所	10
第3項 三原村災害対策本部	10
 第2章 災害予防計画	16
第1節 水害予防計画	16
第1項 計画の方針	16
第2項 水害の要因	16
第3項 ため池補強対策	16
第4項 危険区域（箇所）の警戒巡視	16
第5項 警戒避難体制の確立	16
 第2節 山崩れ災害等予防計画	17
第1項 計画の方針	17
第2項 災害の要因	17
第3項 治山事業	17
第4項 砂防対策	17
第5項 警戒避難体制の確立	18

第3節	建築物災害予防計画	19
第1項	計画方針	19
第2項	建築物の現状	19
第3項	公共用建築物の災害予防対策	19
第4項	既存木造住宅地に関する対策	19
第5項	建築基準法に基づく建築物等の規制による推進	19
第4節	消防予防計	20
第1項	計画の方針	20
第2項	施設、設備の強化	20
第3項	自然水利等の利用	20
第4項	火災予防対策	20
第5項	林野火災予防対策	20
第6項	火災気象通報	21
第7項	消防団を中心とした地域防災体制	21
第5節	防災施設、設備の整備計画	22
第1項	計画の方針	22
第2項	通信施設、設備等	22
第3項	水防施設、設備等	22
第4項	消防施設、設備等	22
第5項	避難施設、設備等	22
第6項	その他の施設、設備等	23
第7項	今後の整備予定施設等（地震対策も含む）	23
第6節	防災知識普及計画	24
第1項	計画の方針	24
第2項	普及の対象	24
第3項	職員に対する教育	24
第4項	一般住民に対する教育	24
第5項	学校教育における防災教育	24
第6項	普及の方法	25
第7節	防災訓練計画	26
第1項	計画の方針	26
第2項	訓練の種別	26
第3項	訓練計画	26
第8節	自主防災組織育成整備計画	28
第1項	計画の方針	28
第2項	設置推進する自主防災組織	28
第3項	地域の自主防災組織の設置	28
第4項	施設の自主防災組織の設置	31
第5項	自主防災組織の設置推進活動	31

第6項	自主防災組織に対する指導援助	31
第7項	自主防災組織と連携した災害時用配慮者対策	31

第9節 避難計画・避難体制の整備 32

第1項	避難計画の作成	32
第2項	避難体制の整備	32

第3章 災害応急対策計画 33

第1節 配備及び動員計画 33

第1項	配備基準	33
第2項	動員計画	34
第3項	災害通信計画	36
第4項	村の通信設備の現状	36
第5項	災害時における通信の方法	36
第6項	放送機関に対する放送以来	38

第2節 気象予警報等の伝達計画 39

第1項	気象予警報発表基準	39
第2項	気象予警報等の伝達系統	39
第3項	注意報・警報の地域細分	39
第4項	異常な現象発見者の通報（災害対策法第54条）	39

第3節 被害状況等報告計画 40

第1項	被害報告についての協力（災対法第21条）	40
第2項	被害状況調査等の措置	40
第3項	被害報告及び報告の系統	40
第4項	被害報告の種類	41
第5項	被害状況の報告	41
第6項	報告の方法	41

第4節 災害広報計画 42

第1項	実施責任者	42
第2項	周知	42
第3項	広報資料	42
第4項	広報事項	42
第5項	広報の方法	43
第6項	災害発生前の広報	43

第5節 事前措置計画 44

第1項	指示者	44
第2項	事前措置の対象	44
第3項	事前措置の内容	44
第4項	事前措置の指示基準	44

第6節	災害救助法適用計画	45
第1項	災害救助法の適用	45
第2項	災害救助法の手続	45
第7節	避難計画	46
第1項	実施責任者	46
第2項	警戒区域の設定等	46
第3項	避難の指示等の実施	47
第4項	避難の指示等の基準	48
第5項	高齢者等避難・緊急安全確保の発令	49
第6項	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達方法	49
第7項	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保事項	49
第8項	知事に対する報告	50
第9項	関係機関への連絡	50
第10項	避難指示	50
第11項	避難の誘導方法	50
第12項	避難所の開設及び管理等	50
第13項	避難所の閉鎖	51
第14項	学校における避難計画	51
第15項	災害救助法による実施基準	52
第8節	救出計画	54
第1項	実施責任者	54
第2項	救出の対象者	54
第3項	救出の方法	54
第4項	関係機関への要請	54
第5項	警察との連絡	54
第6項	災害救助法による実施基準	54
第9節	食料供給計画	56
第1項	実施責任者	56
第2項	食料供給の対象者	56
第3項	供給品目	56
第4項	食料の調達	56
第5項	炊き出しの実施	57
第6項	災害救助法による実施基準	57
第10節	給水計画	59
第1項	実施責任者	59
第2項	飲料水の確保	59
第3項	給水の実施方法	59
第4項	資機材及び技術者の確保	59
第5項	給水のための応援要請	60

第6項	災害救助法による実施基準	60
第11節	生活必需品等供給計画	61
第1項	実施責任者	61
第2項	実施内容	61
第3項	災害救助法による実施基準	62
第12節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	64
第1項	実施責任者	64
第2項	応急仮設住宅	64
第3項	野外収容施設の設置	65
第4項	広域的避難収容	65
第5項	住宅の応急処理	65
第6項	災害救助法の実施基準	65
第13節	医療・助産計画	67
第1項	実施責任者	67
第2項	医務班の編成	67
第3項	実施方法	67
第4項	医薬品等の資材の確保	67
第5項	災害救助法による実施基準	68
第14節	遺体の搜索、収容及び埋葬計画	70
第1項	実施責任者	70
第2項	行方不明者及び遺体の搜索	70
第3項	遺体の収容処理	70
第4項	遺体の埋葬	71
第5項	応援協力関係	71
第6項	災害救助法による実施基準	71
第15節	防疫活動計画	74
第1項	実施責任者	74
第2項	衛生班の編成	74
第3項	防疫の種類別及び方法	74
第4項	患者等に対する医療	75
第5項	消毒用資機材及び薬品の確保	75
第6項	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	75
第16節	廃棄物処理計画	76
第1項	実施責任者	76
第2項	実施方法	76
第17節	輸送計画	77
第1項	実施責任者	77
第2項	輸送の方法	77

第3項	輸送力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	77
第4項	緊急輸送の優先対象・・・・・・・・	78
第5項	災害救助法による実施基準・・・・・・・・	78
第18節	交通施設災害応急対策計画 ・・・・・・・・	80
第1項	実施責任者・・・・・・・・	80
第2項	実施内容・・・・・・・・	80
第3項	緊急通行車両の確認申請・・・・・・・・	82
第19節	障害物除去計画 ・・・・・・・・	84
第1項	実施責任者・・・・・・・・	84
第2項	実施方法・・・・・・・・	84
第3項	災害救助法による実施基準・・・・・・・・	84
第4項	民間所有機械の借上げ・・・・・・・・	84
第20節	労務供給計画 ・・・・・・・・	85
第1項	実施責任者・・・・・・・・	85
第2項	労務者等の確保・・・・・・・・	85
第3項	労務者等の雇用・・・・・・・・	85
第4項	関係機関へ応援要請・・・・・・・・	85
第5項	従事協力命令・・・・・・・・	86
第6項	日本赤十字防災ボランティア、日赤奉仕団等の協力・・・・・・・・	86
第7項	救助のための輸送費及び労務者等雇用費・・・・・・・・	86
第21節	文教対策計画 ・・・・・・・・	87
第1項	実施責任者・・・・・・・・	87
第2項	事前準備・・・・・・・・	87
第3項	休校・登校措置・・・・・・・・	87
第4項	避難等・・・・・・・・	88
第5項	教育施設の確保・・・・・・・・	88
第6項	応急教育の方法・・・・・・・・	88
第7項	学校給食施設の措置及び活用計画・・・・・・・・	88
第8項	教育実施者の確保・・・・・・・・	89
第9項	災害救助法による実施基準・・・・・・・・	89
第22節	電力施設対策計画 ・・・・・・・・	90
第1項	実施責任者・・・・・・・・	90
第2項	実施内容・・・・・・・・	90
第23節	ガス施設対策計画 ・・・・・・・・	91
第1項	実施責任者・・・・・・・・	91
第2項	実施内容・・・・・・・・	91
第24節	通信施設対策計画 ・・・・・・・・	92

第1項	実施責任者	92
第2項	実施内容	92
第25節	二次災害防止計画	93
第1項	地震、風水害、土砂災害対策	93
第2項	危険物による二次災害対策	93
第26節	消防計画	94
第1項	組織	94
第2項	消防団における機械器具及び消防水利の整備	94
第3項	火災予防	94
第4項	火災防御	95
第5項	消防団員の招集	95
第6項	火災の応急対応	95
第27節	水防計画	96
第1項	水防計画の目的	96
第2項	水防の責任及び定義	96
第3項	水防組織及び水防体制	96
第4項	水防広報	99
第5項	水防信号	100
第28節	義援金品受付・配布計画	101
第1項	義援金品の受入	101
第2項	村における義援金品の保管	101
第3項	村における義援金品の配布	101
第4項	海外からの支援の受入	101
第29節	自衛隊災害派遣要請計画	102
第1項	実施責任者	102
第2項	災害派遣要請基準	102
第3項	災害派遣要請手続き	103
第4項	受け入れ体制の整備	104
第5項	使用資機材の準備及び経費の負担区分	104
第6項	災害救助のための無償貸与及び譲与	104
第7項	災害派遣期間における権限	105
第8項	災害対策用ヘリポート	105
第30節	職員派遣要請計画	106
第1項	他の市町村に対する応援要請	106
第2項	指定地方行政機関等に対する応援要請	106
第3項	応援協定に基づく応援要請	107
第31節	民間団体活用計画	108
第1項	対象団体	108

第2項	協力要請	108
第3項	協力活動	108

第3.2節 要配慮者対策 109

第1項	災害時に支援を必要とする者への配慮	109
第2項	避難行動要支援者名簿	109
第3項	在宅の要配慮者への支援	110
第4項	施設に入所（通所）する要配慮者への支援	111
第5項	社会福祉施設の安全性の確保	111
第6項	地域における支援体制づくり	111

第4章 災害復旧計画 112

第1節 災害復興計画の体制整備 112

第1項	公共施設災害復旧事業	112
第2項	災害復旧に伴う財政措置	112
第3項	災害復旧に対する融資	114

第2節 被災者の生活の確保 115

第1項	災害弔慰金等	115
第2項	医療費等負担の減免等	115
第3項	住宅確保支援策	115
第4項	広報連絡体制の確立	115
第5項	災害復興基金の設立	115

第5章 特殊災害対策計画 116

第1節 突発的重大事故対策計画 116

第1項	対策本部の措置	116
第2項	事故発生原因機関（者）の措置	116

第2節 流出油災害対策計画 117

第1項	適用の範囲	117
第2項	実施内容	117

第3節 林野火災対策計画 118

第1項	林野火災予防対策	118
第2項	林野火災応急対策	118

第4節 危険物災害対策計画 120

第1項	危険物災害予防対策・応急対策	120
-----	----------------	-----